

## 広島県告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を北広島町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年二月二十一日

広島県知事 藤田雄山

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
山県郡北広島町橋山字掛津一七の二三一 山県郡北広島町橋山字掛津一七の二三三、二七の一九二、 二七の二三三 山県郡北広島町橋山字掛津一七の一七四、二七の一八〇 山県郡北広島町橋山字掛津一七の一九九 山県郡北広島町橋山字掛津一七の二二三、二七の一七九 山県郡北広島町橋山字掛津一七の二三五、二七の一三三 二	安本博 スノーマジッククリゾーツ株式会社 安本光雄 和泉エミ 小倉裕 杉本菊市

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名
- 二 指定の目的
- 三 水源のかん養
- 四 変更後の指定施業要件
- 五 立木の伐採の方法及び限度について